

● 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（令和7年4月1日～）

区分		床面積の合計（A）	手数料（円）		
			適合証なし	適合証あり	
評価する部分及び基準					
一戸建ての住宅 共同住宅等の住戸部分	標準計算	$A < 200 \text{ m}^2$	36,000	5,000	
		$200 \text{ m}^2 \leq A$	72,000	10,000	
	仕様基準	$A < 200 \text{ m}^2$	18,000	5,000	
		$200 \text{ m}^2 \leq A$	19,000	5,000	
	仕様・計算併用	$A < 200 \text{ m}^2$	26,000	5,000	
		$200 \text{ m}^2 \leq A$	29,000	5,000	
共同住宅等の共用部分	標準計算	$A < 300 \text{ m}^2$	114,000	10,000	
		$300 \text{ m}^2 = A$	187,000	28,000	
	仕様基準	$A < 300 \text{ m}^2$	34,000	10,000	
		$300 \text{ m}^2 = A$	59,000	21,000	
	仕様・計算併用	$A < 300 \text{ m}^2$	53,000	10,000	
		$300 \text{ m}^2 = A$	89,000	21,000	
非住宅建築物 （工場等（※）を除く）	標準入力法	$A < 300 \text{ m}^2$	235,000	10,000	
	モデル建物法		90,000		
	標準入力法	$300 \text{ m}^2 = A$	295,000	17,000	
	モデル建物法		115,000		
非住宅建築物 （工場等（※））	標準入力法	$A < 300 \text{ m}^2$	24,000	10,000	
	モデル建物法		20,000		
	標準入力法	$300 \text{ m}^2 = A$	32,000	17,000	
	モデル建物法		27,000		
住宅・非住宅複合建築物の建築物全体 非住宅部分全体又は住宅部分全体		住宅・非住宅 合算			

※ 工場等：工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場などの用途に供する建築物

- ・ 認定申請は1棟ごとになります。（複数棟の合計の床面積に対応した手数料ではありません。）
- ・ 認定申請に併せて建築基準関係規定の適合審査を併せて申請する場合は、確認申請手数料を加算した額になります。
- ・ 認定を受けた計画の変更をする場合の手数料の額は、岩手県建築基準法施行条例第11条第2項第2号の規定により算定した床面積を上記表にあてはめ算定した額になります。

【岩手県建築基準法施行条例第11条第2項第2号】

- ・ 当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2
- ・ 床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積